



資格・職種

保育士

保育所などで子どもたちと関わり、その健やかな成長を促すとともに、保護者をサポートする

しごとの内容

保育に関する専門的な知識と技術をもって、児童の保育および保護者に対して保育に関する指導を行う専門職です。

勤務先として最も多いのが保育所（保育園）で、就学に向けて食べる、遊ぶ、眠る、排泄などの基本的な生活習慣を児童に身につけさせたり、その健全な育成と豊かな人格形成に手助けしたりするほか、保護者との連絡や学校、地域との連携を行います。このため、一人ひとりの児童やその保護者の状況をよく知り、さまざまな問題についても柔軟に受け止め、細やかに配慮する必要があります。

また、知的障害児や肢体不自由児など、障害のある児童が入所する児童福祉施設では療育、養護施設ではケースワークなど、それぞれの施設に見合った保育の専門性が求められます。

主な職場

保育所、乳児院、児童館、児童センター、放課後児童クラブ（学童保育）、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、企業内保育所、認定こども園

将来性

近年の児童の減少傾向のため、経営難の保育所も一部にみられます。もっとも、女性の社会進出に伴い、都市部では産休明けの保育や延長保育、夜間保育、病後児保育、休日保育、緊急一時保育な



どとニーズは多様化し、潜在的な待機児童は約100万人ともいわれており、保育所の整備が追いついていないのが現状です。

このようななか、2005年度からの「子ども・子育て応援プラン」、および次世代育成支援対策推進法にもとづく行動計画の策定により、官民一体となって子育て支援に取り組むことになったため、そのマンパワーとして有望です。

また、2006年10月から認定こども園を設置することが可能となったほか、保育ママや里親ファミリーホームの新設も、児童福祉法の改正に伴い制度化されました。さらに、2008年度から2017年度にかけ、「新待機児童ゼロ作戦」を展開することになったため、今後の整備次第では将来性は十分あります。

試験の概要

| | |
|--------|---|
| 試験内容 | <筆記試験> ①保育原理、②教育原理、社会的養護、③児童家庭福祉 ④社会福祉、⑤保育の心理学、⑥子どもの保健 ⑦子どもの食と栄養、⑧保育実習理論 <実技試験> ①音楽表現に関する技術、②造形表現に関する技術 ③言語表現に関する技術 (①～③の中から2分野を選択する) (注) 合格した筆記試験科目については、翌々年の試験まで有効。また、幼稚園教諭免許所有者は「保育の心理学」「教育原理」「実技試験」が免除。 |
| 試験日 | 筆記試験8月、実技試験10月 |
| 試験場 | 各都道府県 |
| 申し込み期間 | 4月～5月中旬 |
| 受験手数料 | 12,900円 (受験手数料12,700円+受験の手引き郵送料200円) |

従事者数

30万2,274人 (2011年10月1日現在の常勤保育士数)

勤務形態

保育所（保育園）では通常、7：30の朝の保育から始まり、17：00ごろまでを基本にクラス別・年齢別の保育となります。このあと、20：00ごろまでは延長保育が行われ、なかには地域のニーズに応じ、22：00ごろまで夜間保育や夜間延長保育を実施する園もあります。

この間、園児たちは遊びやおやつ、昼食、午睡などで時間を過ごしますが、保育士は園児たちの食事や睡眠などの世話のほか、年齢別の遊びやさまざまな活動への配慮をします。また、保護者からの記録を読んで連絡事項をまとめたり、保育記

録をつけたりして明日の保育の準備をするなど、忙しい毎日を送ります。

なお、母子生活支援施設や児童養護施設、障害者入所施設などの入所施設では、起床に始まり、洗面、朝食、登園、登校、夕方は夕食、食後のだんらん、入浴、就寝などと園児たちと生活をともにするため、生活全体がしごととなります。

給与水準

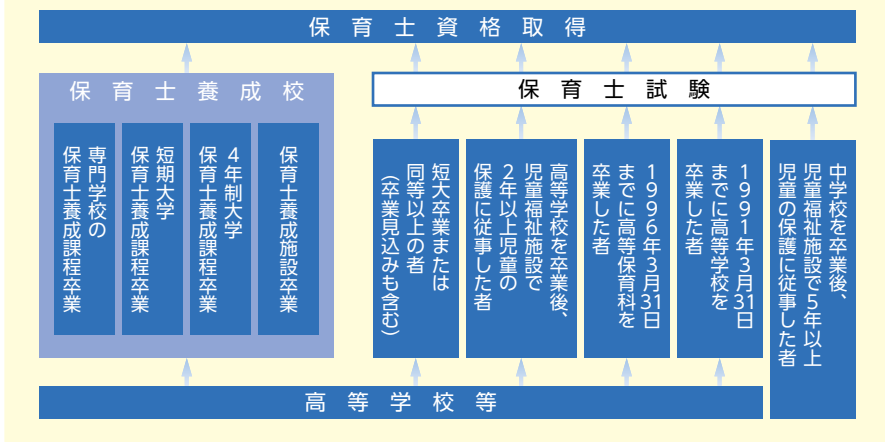
各保育所や施設、学歴、勤務形態、地域などによって異なるため、一概にいえませんが、公立の場合、地方公務員給与規定にもとづきます。これに比べ、私立の場合は若干少なめです。

資格取得のルート

保育士の資格取得のルートは、大きく分けて2つあります。1つは、高校の保育科を卒業する、あるいは児童福祉施設で5年以上児童の保護に従事し、都道府県が実施する保育士試験に合格するルートです。もう1つは、保育士養成の専門学校や保育科のある短大、もしくは保育士資格を取得できる教科・課程のある大学などに進学して必要な単位を取得し、卒業して資格を取得するルートです。

なお、一連の規制緩和を踏まえ、保育所と幼稚園の連携を一層推進すべく、すでに幼稚園教諭免許を保持する人は2004年度の保育士試験から実務経験の有無にかかわらず、2科目の筆記試験と実技試験の免除があり、2010年度からは、前述の免除科目以外の筆記試験科目について、指定保育士養成施設で当該の科目を履修することで受験が免除されています。保育士の資格取得後は、公立の場合は公務員試験、私立の場合は各施設の採用試験にそれぞれ合格してしごとになります。

<資格取得のルート>



資格取得のポイント

資格取得のルートは、厚生労働省が指定した保育士養成課程のある学校を卒業する方法、および都道府県が実施する保育士資格取得試験に合格する方法の2つがありますが、一般的には前者、すなわち、保育士養成校に進学し、必要な単位を取得し、卒業して取得するのが最も早道です。

関連団体・組織

全国保育士会

<http://www.z-hoikushikai.com/>

全国保育協議会

<http://www.zenhokyo.gr.jp/>

日本保育協会

<http://www.nippo.or.jp/>

全国私立保育園連盟

<http://www.zenshihoren.or.jp/>

全国保育士養成協議会

<http://www.hoyokyo.or.jp/>